

平成18年第4回京丹波町議会定例会（第3号）

平成18年12月14日（木）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 西 山 和 樹 君
- 2 番 室 田 隆一郎 君
- 3 番 東 まさ子 君
- 5 番 横 山 勲 君
- 6 番 坂 本 美智代 君
- 7 番 今 西 孝 司 君
- 8 番 小 田 耕 治 君
- 9 番 畠 中 勉 君
- 10番 山 田 均 君
- 11番 藤 田 正 夫 君
- 12番 山 内 武 夫 君
- 13番 篠 塚 信太郎 君
- 14番 吉 田 忍 君
- 16番 野 口 久 之 君
- 17番 野 間 和 幸 君
- 18番 岡 本 勇 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町長	松原茂樹君
助役	上田正君
助役	堀郁太郎君
教育長	山本和之君
参事	寺井行雄君
参事	田淵敬治君
瑞穂支所長	森田一三君
和知支所長	片山長男君
総務課長	谷俊明君
企画情報課長	田端耕喜君
税務課長	岩田恵一君
住民課長	岩崎弘一君
保健福祉課長	野間広和君
子育て支援課長	朝倉富雄君
地域医療課長	上田進君
産業振興課長	山田進君
土木建築課長	松村康弘君
水道課長	田井勲君
会計課長	下伊豆かおり君
教育次長	長谷川博文君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	伊藤康彦
書記	山内圭司

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

連日の本会議、ご苦労さんです。

定刻にご参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成18年第4回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、1番議員・西山和樹君、2番議員・室田隆一郎君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、諸般の報告をいたします。

本日、本会議終了後、交通網対策特別委員会が開催されます。

委員の皆さんには、ご苦労さんですが、よろしく願いいたします。

《日程第3、一般質問》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、一般質問を行います。

東 まさ子さんの発言を許可します。

3番、東さん。

○3番（東 まさ子君） それでは、ただいまから、平成18年12月定例会の私の一般質問を行います。

まず最初に、畑川ダム建設について及びダム建設と関連する諸問題について質問をいたします。

はじめに、統合簡易水道整備事業は平成10年からスタートをいたしまして、計画目標年次を平成25年とし、畑川ダム、下山、水原における新規水源の整備と簡易水道の統合整備を行い、事業費は約168億円、給水人口2万2,500人、計画給水量1万4,100トンという内容でスタートをいたしました。既に100億円を超える事業費を投入し、下山、水原の新規水源整備、各簡易水道施設の統合、導水・浄水・送水・配水施設の整備を進めて

きました。

この事業は、平成16年10月14日に、計画目標年次を30年に、事業費を158億7,700万円に、給水人口を1万9,000人に変更し、現在に至っております。

現在、取水量は、下山、水原の2つの水源施設の整備で、新たに3,615トンの水が確保され、今、9,100トンの水確保へと増大をいたしました。

ところで、供給実績、1日の使用水量は、水道課に聞きますと、平成16年では1日最大で生活用水が3,930トン、営業用が2,492トン、総計6,422トン、17年では生活用水が3,947トン、営業用が2,689トンと、総計6,636トンでありました。

この数字について、もう少し分析が必要と思っておりますが、現在、水は最大使用水量で見ても差し引き約2,500トン余っていると思っておりますが、町長はどう思っておられるかお聞きをいたします。

次に、統合整備事業の目指す課題でもある未給水世帯の給水について、平成15年11月26日に行われました京都府の公共事業再評価審査委員会の資料では、必要な水量787トンとしております。これは、未給水人口2,207人掛ける356.5リットル分でありませぬ。これを引きますと、1,713トン、営業用に回すことができます。しかも、これは最大の使用料をもとにした計算であります。

先日、坂本議員の質問がありましたが、人口は6,000人も増える根拠、それと事業所の要望根拠も示すことはできませんでした。さらに、今後5,000トンもの水が必要か、またこれまで100億円を超える投資を行い、進めてきた水道整備事業の成果について、町長はどのように考えておられるかお聞きをいたします。

次に、水道料金について聞きます。

料金の積算の基本となる必要経費については、維持管理経費、それから従来からの借入金、それと10年から進めてきました整備事業費の借入金の償還があると思っておりますが、今後、新規借入金の据え置き期間が終わり、元金の償還が連続的に始まり、償還のピークが続くこととなります。この費用は、水道料金や加入金などの収入から支出をしなければなりません。新たな投資が増えれば、さらに費用が膨らんでいきます。

今後のダム建設による町負担分は、約10億円見込まれております。必要以上の水の確保のためのダムをつくることによる住民への影響はどうなるのか。その建設費の負担が水道料金に上乗せとなり、住民は高い水道料金に、町の繰入金も膨らんでいく、そんな財政運営になっていくのではないのでしょうか。

そんなことは、納税者の立場からも認められません。財政が厳しいときだからこそ、住民

の暮らしが厳しいときだからこそ、実態にあった水需要計画へと見直し、ダム負担金の分は開発団地内の配水管工事に回すべきだと思いますが、町長はどう思われるかお聞きをいたします。

また、今後の整備事業として、畑川浄水場の工事約11億円計画されておりますが、これはどういう内容なのか、お尋ねをいたします。

ダム関連問題の最後に、11月8日の新聞に、京都府が由良川上流圏域の河川整備計画案をまとめた記事が発表されておりました。浸水被害が発生しやすい下山の高屋川について、畑川ダムと河川拡幅工事で30年に一度の大雨に対応できるように整備するもので、台風23号による浸水被害も例にして、河川の疎通能力が低いと課題を指摘している記事が載っておりました。

府河川については、指摘されているように多くの課題があり、改修が求められております。23号台風で大きな被害があった本町として、高屋川及びその上流も含めた全体の河川改修計画はどのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

次に、堆肥センターについて質問をいたします。

総事業費約2億1,300万円を投入し、建設された畜産堆肥化施設についてお聞きをいたします。

旧丹波町は、京都府内でも有数の酪農地帯であります。排出される糞尿については、当時の丹波町農業協同組合が事業主体となって整備をした北部地域、下山新田と、南部地域、蒲生野の堆肥センターにより処理がされてきました。

しかし、施設の老朽化などによる故障で処理が滞りがちになったことや、町が進めております畑川ダムへの糞尿流入の懸念がされ、これらのことを防止するため、平成15年と16年において、国庫事業、補助事業として温風処理方式の畜産堆肥化施設建設を町が実施することになりました。

これは、平成12年8月のJA合併を契機に、故障が多く、不採算施設である堆肥センターからJAが撤退したからであります。さらに、その施設買い上げが町に求められ、買取価格4,000万円は酪農家が寄附をされ、その財源で町が施設を購入いたしました。総事業費は1億8,191万6,160円、財源内訳は、国50%、府4%、町16%、酪農家の負担が30%であります。事業主体は旧丹波町、施設運営は受益農家11戸で構成する農事組合法人・丹波ユークィが行うことになっております。

新施設は、従前の北部地域と南部地域に設置され、処理頭数は、北部施設578頭、南部施設が290頭、繁殖豚85頭であります。

工事は、16年12月24日から17年5月31日までの5カ月間で行われ、工事請負は随意契約を繰り返し、地方自治法の規定を超す、法律を逸脱する契約が行われるなどの問題があり、その責任を追及してきたところでもあります。

さて、9月の決算議会では、町長は、堆肥センターの機能が十分当初から発揮できていない。京都府の指導を得て、つめの長さ、土間と温風の吹き出し口とのすき間の調整、管理マニュアルを作成して的確に機能が発揮できるようにしたいと答えておられます。

堆肥センターは、十分機能が発揮できていない状況が明らかですが、原因についてははっきりされていません。機能が発揮できていない原因は何か、また施設の機能の改善をされたかについてお聞きをいたします。

次に、障害者自立支援法について質問をいたします。

応益負担制度を柱とする障害者自立支援法が4月から施行され、10月から本格施行となりました。既に、4月から1割の応益負担が導入され、障害を持つ人々の生活を直撃し、これまで無料の方が一挙に3万5,000円の負担になられたということも紹介してきたところではありますが、障害者本人、家族の方が暮らしに大きな不安を持っておられます。

この法律を、今、見直す動きが出ております。自立支援法で約390億円の負担増となりましたが、その3分の1に当たる120億円ほど負担軽減を行うとしております。本格実施がされて直後に見直しをしなくてはならないほど、ひどい法律ということになりました。

法制立1年となる10月31日には、東京で「出直してよ！障害者自立支援法」の大集会があって、1万5,000人が経済負担の重さを訴えました。障害者や家族が求めている応益負担の撤回について、国は応益負担という制度の根幹には踏み込んでおりません。

また、障害者施設も、国からの報酬や補助金が引き下げられ、運営していけないほど厳しい状況が出ています。京都市内の2カ所のグループホームが閉鎖をされることになったと聞きました。自立支援法は、どこを見てもよいことはありません。利用制限につながり、障害を悪化させることになる応益負担はやめるべきでありますし、施設報酬の算定を月額制に戻すなど、見直しが必要だと思いますが、町長はどのように考えておられるかお聞きをいたします。

2つ目に、共同作業所について聞きます。

厚生労働省が小規模通所授産施設等について、自立支援法が本格実施の10月以降の下半期補助金の一律25%削減を都道府県に通知したとされております。しかし、京都府と京都市は昨年度を上回る小規模作業所への補助金支給を決めていると聞いたことがありますが、影響についてどうなっているのでしょうか。

また、京丹波町内の3つの作業所は、就労支援を進めるために、自立支援給付におけるサービスを提供する事業所へ移行を検討中と常任委員会で報告がありました。小規模作業所が新事業体系へ移行するまでは、現行の財政支援の水準を維持するべきであると思っておりますが、町長のお考えをお聞きいたします。

4番目に、町営バスについてお尋ねをいたします。

5月1日から、町営バスが運行いたしました。車を運転できない方や高齢者は、家族の支援がなければなかなか気軽に外へ出かけることができませんので、足の確保が少し改善されてよかったという声や、料金が安くなったという声がある一方で、運行の時間帯によってバスの大小を考えてはどうか、土日が運休になり、クラブ活動に利用していたので不便になった、料金が高くなった、JRとの連絡便が全くなくなった、せめて30分以内の待ち時間でバスを1台運行してほしい、土曜日にある会合には運転できない者は参加できない等々の意見もお聞きをいたしております。

広報では、各路線の便数や時刻などは、今後運行状況などを見ながら見直しを行うとされてきました。また、議会答弁では、検討委員会も持って決めたいとされておりましたが、住民、利用者の意見を十分聞かれたのか、検討委員会は行われたのか、お聞きをいたします。

また、問題点といたしまして、バス停まで遠く、利用できない方がおられますが、町の移送サービスにも要件に該当せず、利用できないなど、交通弱者が残されたままになっております。

小型化を行い、高齢者にやさしい、玄関先まで来てくれる乗り合い自動車の運行も必要なのではないでしょうか。予約制システム・小型バス運行など、きめ細かいサービスを導入したいと、大変すばらしい公約を町長はされておりましたが、予約制も取り入れた機能的な運行についてどのように今考えておられるか、お尋ねをいたします。

フリー乗降につきましては、通告もいたしておりましたが、今回取り組みがされるとお聞きをいたしましたので、この点については大変うれしく思っております。

最後に、須知高校の問題についてお尋ねをいたします。

京都府教育委員会は、府立高校改革推進計画で、府立高校の適正な学校の規模を1学級40人として、1学年8学級としています。現在、須知高校は、3クラスと小規模校になっています。北部地域における高校の適正配置については、適正規模についての考え方を基本としつつ、生徒の通学条件、今後の中学生数の動向や志望動向、地域の状況などを踏まえ、総合的に検討して進めていきたいとまとめがされております。

この間、総合計画審議会と須高生とのまちづくりについての共同研究や、雨水や太陽熱を

使い、発電・殺菌で農業への活用が全国一に輝いたことなど、いろいろと報道がありました。

日々の教育実践が、まちづくりや人づくりに大きな役割を果たしております。希望するすべての生徒に行き届いた高校教育の機会を保障するために、歴史と伝統があり、Ⅰ類もⅡ類も、そして資源を生かした食品科学科もある高校、大学進学も保障され、クラブ活動も大いに楽しめる高校、本町の子どもたちが身近に通える唯一の高校としての存在意義は大変大きいものがあります。

しかし、将来の少子化などに伴う深刻な問題もあります。平成31年度の中学3年生は94名、32年度は97名と推計されており、現在の半分以下に生徒が減っていきます。全員入学しても、3クラス維持できるかどうかということでもあります。

須知高校を将来展望したときのこうした問題を全体のものとしていくためにも、町長が先頭に立たれ、地域住民、議会、教育関係者など、一緒に共同のテーマで懇談を重ねていくことも考えていってはどうかでしょうか。

30人学級を行い、学級数を保持することや、また和知からの通学となりますと、1カ月1万4,400円かかり、バス代負担も大変であります。その時点で、学校の選択肢から除外となる可能性もあります。今、園部・京都方面から通う子どもたちも大変多い状況ですが、交通費は高額であると予想されます。府の交通費助成制度の拡充を求めるとともに、町独自の高校生への通学費助成なども考えてはどうかでしょうか。

町長の見解をお聞きいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

それでは、東議員の質問にお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、ダム建設との関連する問題点でございますが、議員ご指摘の水量につきましては、使用実績のみの数値でありまして、水道事業計画における日最大数量は、生活用水と業務営業用水、それに加えて消防用水や濁り水や工事施工時の管内洗浄水、さらには漏水などによる水量を加算したものであります。

その他、水の需要に対する考え方につきましては、坂本議員からのご質問にお答えしたとおりでございます。

100億円の今日までの投資についての成果はどうであったかというお尋ねでございますけれども、これにつきましては、議員もよくご承知をいただいておりますように、本町の抱えます水不足の解消に向けまして、水源の確保、管路等々の整備が順調に進められてきたというふうに理解をいたしております。

次に、水道料金についてでございますが、現在、合併協議会で決定されたとおり、旧町ごとの料金体系にて徴収をいたしております。

新規水源となります畑川ダム建設に対する利水負担は、18.5%として決定されております。

今後見込まれるダム維持管理上の経費に係る利水側負担分の額につきましては、未決定の状況であります。

想定されます維持管理経費については、軽微なものと考えておまして、費用負担が生じましても、料金に大きく影響するものではないと考えております。

次に、高屋川改修についてでございますが、京都府では、由良川上流域の今後おおむね30年間の河川整備計画を定める「由良川上流圏域河川整備計画」の策定が進められており、検討委員会の審議を経て、原案まで取りまとめられた段階であります。

この原案について、広く府民の意見を募集するため、府の依頼を受け、本町においては10月17日付のお知らせ版により、広く住民の周知を図ったところであります。

下山区域の高屋川改修の位置づけにつきましては、洪水調整する畑川ダムを支流である畑川に建設し、両河川における河道拡幅とあわせ、おおむね30年に1回の規模の降雨に係る洪水を安全に流下させる計画であり、また生態系の維持、灌漑用水の確保や河川環境への配慮がなされていると聞いております。

次に、堆肥センターについてでございますが、おおむね良好な完熟堆肥が生産され、秋すき込み用堆肥として112.5トンの販売実績がありました。十分な機能を発揮できなかった原因は、第1次発酵棟の攪拌づめと床面の間隔にあります。北部は攪拌づめを短くし、床面との間にもみ殻を敷き詰め、緩衝帯を確保し、また南部においては、攪拌づめと床面の間隔を限りなく2センチ以内に縮めるよう調整する予定でございます。これにより、むだのない伝導熱量を確保し、十分な機能が発揮できるよう努める方針でございます。この調整効果については、2カ月から3カ月を必要とするものでございます。

この結果とあわせ、10月に京都府畜産技術センターが制定した堆肥施設使用マニュアルにより、よりよい施設の管理運営に努めたいと考えております。

補助事業としては、去る11月14日と15日の2日間、会計検査院の現地検査を受け、特に指摘事項もなく終了することができたところでございます。

次に、障害者自立支援法についてでございますが、1点目の自立支援法に基づく障害者の方の利用者負担については、利用者負担上限や社会福祉法人軽減、京都府との協調事業であります利用者負担の緩和事業において、一定の軽減が行われているところであり、現在のと

ころ、国の動向を見守りたいと思っております。

2点目の、厚生労働省が都道府県に対して小規模通所授産施設棟の本年度下半期補助金を予算として一律25%削減したことにつきましては、一定の小規模通所授産施設が今年度中に施設へ移行するであろう割合が全体の25%と国が見込んだことから、その分を減少されたとの説明が京都府からあったところでございます。

また、国から都道府県に対する小規模通所授産施設等の今年度下半期補助金の内示は、まだ出されていないため、現在のところ、小規模通所授産施設を継続している本町に対する補助金が25%減額されることはないものと考えておりますが、満額確保されるかは未定ですので、ご理解をいただきたいと存じます。

小規模通所授産施設等の施設移行時期については、現時点では確定していませんが、今後通所者が得られる工賃とご負担いただく費用とのバランスや、現状での小規模通所授産施設等に対する補助金の額などを含めて、さらに検討してまいりたいと考えております。

町営バスについてでございますが、まず土曜日の運行の再開についてでございますが、旧路線の利用実態を調査いたしましたところ、土曜日の利用客が平日に比べて非常に少ないことから、新路線では土曜日を運休としております。

土曜日運行を行うには、運転手の増員が必要となり、現在の運営状況では困難と考え、運行再開の予定はいたしておりません。

次に、小型バス化につきましてはですが、現在、町内の全路線を12台のバスで運行いたしているところでございますが、特に朝の通学時間帯におきましては、それらがフルに稼働しなければ児童・生徒を時間内に送り届けることができない状況であります。このことから、児童・生徒を運ぶに足る乗車定員のバスの確保が不可欠であり、現有バスの小型化は不可能でございます。

特に、現有以外の小型バスを保有するとなると、小型バスに係る経費が新たに必要となってくることから、現段階では難しい状況と思っております。

フリー乗降等につきましては、委員もお触れいただきましたように、16区間において新たにフリー乗降を実施すべく、今議会に提案させていただいておるところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、須知高校の問題でございますが、須知高校の遠距離通学生のための補助制度をというご意見でございますが、議員ご指摘のとおり、須知高校の地域密着度や地域貢献度は大きなものがあります。この点については、大いに評価し、活性化に向けて側面的な支援をしていかなければならないと考えております。

しかし、個人的な通学費の援助となりますと、町内の高校生全体を見て判断すべき事柄であり、現時点では須知高校生徒に特化した補助金制度の創設は考えておりません。

なお、町営バスの運行に際しては、できるだけ通学に便利なダイヤにするため、須知高校とは調整をさせてもらっているところでございます。

以上で、東議員への答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東 まさ子君） 今、答弁がありました。

水量については、消防とか、濁り水とか、工事のときの洗浄とか、いろいろとプラスアルファが必要なのだということでありました。

管路工事につきましても、大方事業も進んできましたし、これまでの実績からしても、水の確保、水の需要というのは、給水というのは、十分3,615トンができていない段階でもできていたのでありまして、そのときでも、実績で平成15年の公共事業再評価委員会のときには、7,180トンもの水が実績として上げられておりましたが、そういうことからしても十分水は確保できているというふうに思っております。

町長は、水がない、水がないと言われますけれども、水はあるのであって、もっと水があることを宣伝して人口が増える、そういう取り組みでありますとか、企業ももっと来てもらえるような、そういうやっぱり働きかけをしていく必要があるのではないかと思います。

人口はもう激減をしていく、そういうことに昨年から入ってきているのであり、6,000人というのは本当に夢の話でありますし、1万4,000人の人口をずっと維持していくことが、本当に町が求めていかななくてはならない課題になっているというふうに思っております。

介護保険の事業計画のときの資料によりますと、人口は1万3,000人を切って1万2,707人ということで25年人口を想定されているぐらいでありますので、今の水、9,100トンで十分まちづくりができていき、企業にももっと来てもらえるような、そういうことを町長はしていくことが反対に求められていると思っております。見解の相違と言われるかも知れませんが、住民が本当に、今年でありましたならば住民税が増えたり、そして医療でも、介護でも、この自立支援法にいたしましても負担が増えて、本当に厳しい暮らしをしておる中で、町長自ら、昨日も財源がない、財源がないということで、それぞれの議員の方の答弁で言うておられるわけでありまして、本当にもっと実態に合った、そういう利用計画、水事業の計画を立てることが、町の財政を預かっている町長に課せられている一番重要な仕事だと思っております。

それから、堆肥センターであります。9月議会では堆肥センターのつめと床の部分が京都府の方の指導では2センチということで指導があったと京都府の方が言っており、こちらの方は3センチだと、そういうこともありました。

また、工事の完了検査におきましては、いわゆるコンクリートの床の仕上げがどうかということに対して、課長は4.5センチの許容範囲内であった、そのことを確認したというふうに答弁をされておられますが、いろいろと町長の今の答弁で、北部はつめを短くし、床面にもみ殻を置いて、そして改善をしていくというふうなことでありまして、南部におきましては、つめと床の感覚を2センチ以内に調整をこれからしていくというふうなことでありましたが、本当にこうしたことできちんと機能が発揮できるのかどうか、大変疑問であります。

これまでの経過として、丹波町の農協のときの機能が不十分だということで、いろんな近辺に田畑に野積みがされたという、そういうことでありますので、きちりと責任を持って、機能が発揮できるように最後まで見届けて、酪農家の丹波ユーキの皆さんに引き継ぎをされるように、町としてはその責任が求められていると思います。

それから、共同作業所の問題であります。その25%削減は、まだそんなことははっきりしていないということでありまして、ですが、今回の補正で2,000万円の共同作業所への補助金が減額になっておりますが、これについてはどういうことでしょうか、お聞きをいたします。

それから、須知高校の問題であります。将来的に本当に生徒数が半分になっていくということが明らかになっているわけですが、町長も大切な学校だということでおっしゃっておられまして、もっとやっぱりみんなの意識が、本当に当たり前のように須知高校があるんだというふうに私たちは思っておりますけれども、京都府のいろんな改革の計画などを見てみましたら、もっとみんなの意識が高まらなくてはならないというふうに思っております。町長が自ら先頭に立って、そういう地域住民、あるいはまた議会も含めて、懇談などを行って意識を高めていく、そういう取り組みをされるということについてはどうなのか。

また、交通費についても、須知高校生だけそういうことはできないというふうなことでありましたが、本当に高校が存続をするかどうかということにもつながる問題でありますし、また、本当に厳しい経済状況でもありますので、福祉的な立場からも、そういう施策も考えていくべきではないかと思っております。

いろいろと財政が厳しいということでおっしゃっておりますので、当初の一般会計の予算のときにも言っておりましたが、そのときでも4億8,000万円ほどの自由に使えるお金

があるということで、お金はないのではなくて使い方の問題と言えると思っておりますし、町長が、本当に住民が暮らしていきやすい、そういう立場に立っているんな物事を見つめていくということが大切だというふうに思っております。

以上について、再質問を行います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 水需要の問題につきましては、昨日も坂本議員のご質問にお答えさせていただいたとおりでございます。中長期的な見込みをいたしまして、本町の限りない発展を目指すために必要な水を確保したい、こういう考えに変わりはありません。

また、堆肥センターの件でございますが、機能はどうであるかということでございますが、現状、いろいろ調査をいたしておるわけでございますが、現在つくりました施設が十分な機能を発揮するためのコンセプトとして、適量な水分含有量、数字で言いますと89%以下の糞尿を投入することが求められておるということでございますし、また、それらが水分の蒸発、堆肥層の温度維持に必要な熱量を供給すること、それを進めるため、いわゆる水分を飛ばすために必要な風量の確保、こうしたことが整っていなければなかなかその機能が発揮できないということで、先ほど申し上げましたような、今、微調整をしながら、2～3カ月ぐらいこれでということが確定するのに時間は必要と言われておりますけれども、順次そうした形で、今申し上げましたような状態が維持できるように、今後も畜研とご相談申し上げながら、また管理マニュアルに沿いまして、丹波ユーキもしっかり管理運営をいただくように協議を進めていく中で、完熟堆肥の生産をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

須知高校のこれからのあり方等でございますが、先般も私と教育長が出席をさせていただきまして、須高のOBの皆さんでありますとか、あるいはまた同窓会のメンバー、そしてPTAの皆さん方、それぞれ一堂に会しまして、須知高校が抱える課題、あるいはまた、これからどういう発信をしながらこの高校をみんなに注目をいただけるような高校にしていくか、こうした議論をいたしたわけでございますし、そうした中で、できるだけ地元のいわゆる町といたしましても側面的な協力をさせていただきたいという中で、定期的にそうした懇談会を持ちながら、今後須知高校のより充実したあり方等につきましても考えていこうということでございますし、湊校長先生も非常に積極的に取り組んでおられるところでございますので、そうした内部のご努力もいただく必要があろうかと思っておりますし、また、私ども町といたしましても、できる限りのご協力をしてまいりたい、支援をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

残余の質問につきましては、担当課長から説明をいたさせます。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 今回の補正の2, 000万円の減額についてでございますけれども、和知支所長の退職によります人事異動による減、並びに合併をしたところでございます、共同作業所の職員数の誤りによりまして、計上ミスでございます。大変申しわけありませんでした。

ということで、厚生労働省の25%削減とは離れたものということでご理解をいただきますように、よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 3番、東さん。

○3番（東 まさ子君） 堆肥センターですが、まだ南部におきましてはそういう微調整ができていないのかどうか。

また、89%以下に水分を調整するということではありますが、北部においては、1棟新しくというか、1棟別にそういう調整できる広い場所もありますが、南部におきましては、1棟の中でそういうこれまで乾燥した分の上を少し取り除いて、その上に生のものを乗せるといふうなことで、場所的にも限られたところでその処理がされているわけではありますが、これまでの経過からして、きちんと完全にその計画の頭数分が処理をできて稼働するというふうなことと、それから、課長が3カ月に1回は温風が吹き出る空気穴を掃除してもらわなければならない、みんなのけて掃除してもらわなければならないということでおっしゃっていたわけではありますが、3カ月に1回ぐらいであれば、それは努力してもらってということになります、それが2週間とか3週間に1回せんらんとか、そういうことでは本当に施設としての機能が発揮できていないということにもなりますので、3カ月の調整をずっと見てみるということではありますが、完璧にできるまで町の責任でやっぱりしてもらわないと、また同じことの繰り返しをしていくことになりますので、それはきちんとやっていただきたいと思っております。

それから、4.5センチのコンクリートの分ですが、その範囲内で完了検査を確認したということではありますが、微調整、2センチ何ぼでありましたら2センチの微調整というのが、土間を削らなくてもできるのかどうか、つめの調整だけでできるのか、また北部におきましてそういう床の調整というのはしなくても済むのか、その点についてもう一度しっかりと答弁をお願いしたいと思います。

何においても完璧なものにして、酪農家の皆さんに譲り渡すというふうなことをしていただきたいというふうに思っております。

それから、答弁はなかったんですけど、畑川浄水施設における今後の10億円弱のそういう工事については、10億円弱じゃなくて、超えるそのことについては、どういうものを計画しておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、治水面のことではありますが、畑川ダムと、それから高屋川の補強によって治水をしていくということでありましたが、そういうダムによる治水もあるかもわかりませんが、反対に、ダムによる危険というのものもあるのではないかというふうに思っております。

それから、はじめの質問でもいたしておりましたが、高屋川、富田付近でありますとか、須知川の本町の台風被害でありますとか、水戸地内の被害でありますとか、本当に23号台風では本町は大きな浸水被害があったわけで、そういうものも含めて府は今どのように考えているのか、町はどのように府の方に改修を求めておられるのか、お聞きをいたします。

それと、直接的にはあれですが、お金はあるのであって、やっぱり有効にお金を使うためにも、みんなが納めた税金でありますので、畑川ダムにおきましたならば、いろいろと人口の問題とか事業所の問題とか言っておられますが、最終的には町民に返ってくる負担でありますので、1990年代の夢のような期待の事業展開を待つということは本当に難しいのであって、しっかりとした水計画を持っていくことが大切だと思っております。

それが、今年、また来年に定率減税の全廃などで負担していくことになりましたが、町もそれだけお金も入ってくるわけでありまして、いろんな社会保障の負担が増えた分、町公費も減っているわけでありまして、そういうことも考えていただいて、本当にしっかりした、みんなに納得してもらえる、そういう水需要計画を示していくことが求められているということをおきまして、私の最後の質問を終わります。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 堆肥センターの件でございますが、今、議員ご指摘のとおり、先ほど申し上げましたような施設が本当に本来の機能を発揮するための調整を今後も進めながら、また、そのことが長く維持されるような運用体制もとっていただくような指導をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、畑川ダムの関係の10億円でございますが、これは水の高度処理施設を主なものとして考えておるところでございます。

水需要の関係でございますが、非常に現状のままで、もうこれ以上水は要らないのではないかと、むしろ人口推移からすると、これからどんどん減少していく一途ではないかということで議員おっしゃっておられるのかもしれませんが、私はまた逆に、未給水団地への給水も、そしてまたそこに、以前から申し上げておりますように、今後、団塊の世代の皆さ

ん方もたくさんおいででございますし、3割ぐらゐは水さえあればという願ゐもお持ちでありますし、現にそれぞれの団地から給水をしてほしいということで、既にその準備も進めているところでございますけれども、そうした将来に、昨日も申し上げましたように、私どもの町が持っております特徴、あるいはまた整ってまいりましたインフラ整備、こうしたものをいかにうまく活用しながら町の発展を遂げていくか、あるいはまた、それを求めることが一番今大事ではないかというふうに思っておるところでございますので、議員は水はしっかりあるとおっしゃいますけれども、現実的に、先ほど申し上げましたようないろんな面で、9,600トンすべてそのまま一滴も漏らさずにとすることは不可能でございますので、先ほど申し上げましたような、現状使用いたしておりますメーターにあらわれる水以外の部分も見込んでおるわけでございますので、現状でもいっぱいいっぱいぐらいの状況で今進めさせていただいておるわけでございますので、そうした面では水の確保は今後、今の計画の方向で積極的に京都府にも願ゐをしながら、私どももそれを受ける整備を今後も進めてまいりたいというふうにごゐているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） 失礼いたします。治水計画に係る内容につきまして、ご答弁をさせていただきます。

由良川上流圏河川整備計画につきましては、下山地域の高屋川しか上がっていないわけなんですけれども、本計画につきましては、一定規模以上のものと、それから事業熟度がある程度進んでいるものと、そういう条件のもとで記載をさせていただいております。

それと、この計画に載っていないからといいまして、府の方も河川改修を推進しないということではございませんので、私どもも積極的に要望しておりまして、推進もしていただいております。

それから、治水の関係でございますけれども、下山地域の高屋川改修につきましては、河道改修と、それからダムプラス河道各部ですね、その辺、両方検討されまして、地形上、経済的なダムプラス河道拡幅になったように聞いております。

高屋川につきましては、富田地区におきましては、本年度、合流地点の工事の方を実施されるところでございます。

それから、須知川につきましては、上流につきましては農基関連で、竹野地区については整備が進んでおりますし、また須知川につきましては国道9号から竹野橋にかけて、本年度設計に向けまして測量も実施していただいたところございまして、また19年度には計画が上がりまして地元説明と、そういう運びになるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 次に、西山和樹君の発言を許可します。

1番、西山君。

○1番（西山和樹君） 1番、西山でございます。

質問通告書の記載のとおり、当町における人件費全般について、そのうちでも特に時間外手当の問題について質問をさせていただきたいと思います。

松原町長は、今年の18年度の主要施策の概要の中で、町財政基盤の構築を目指すとともに、執行体制の強化充実を図り、職員研修を充実される中で、職員の行財政感覚に対する意識改革・資質の向上・能力開発等の強化を図るとあります。

そのうちで、私なりに改めて、特に管理職員の行財政感覚に対する意識改革・資質の向上・能力開発が図られることを目的に、複雑に入り組んでおります当町の人件費と、その諸手当に対する検証をすることといたしまして、頑張ってみました。

無味乾燥な数字の羅列になりましてまことに申しわけないんですが、その性質上、特にお許しをいただきまして、時間外手当など、必要部分のみご理解賜ればありがたいと思います。

今般、私なりに、再度当町の18年度当初予算の検証をいたしました結果、これはもう皆さん方既にご承知のとおり、一般会計・特別会計の総予算額の199億3,000万円、そのうちで固定経費の最たるもの、これの一番大きな人件費約26億8,000万円、総予算に対しましてほぼ13.5%となるようであります。

その中で、実質職員等に支給される給料と諸手当、合計約18億1,000万円になります。これは、職員の平均年齢42歳、その平均年収が584万1,000円というふうに計算されます。

なお、ボーナスを含む平均月収ですね、その年収の12分の1、同じく48万6,000円というふうに計算がされます。

その中でも、支給される諸手当、これを検証してみました結果、特に扶養手当、それから通勤手当、住居手当等、これは法定福利費であって、当然であろうというふうに思います。

また、そのうちで管理職手当と期末手当というのは、もともと、よく言われておりますように生活給といいますか、これは本給に当たるものだというふうに考えて差し支えがないと思います。

そのあと出てきますのが問題で、私はどうしても意味不明な手当として勤勉手当というのがございます。これが1億5,000万円。これは、また後で質問の中で述べたいと思いませんけれども。

それから、次に、医療部門に多額の特別勤務手当と特別調整手当というのが別途に含まれております。これは、むしろバス部門にも該当されるべきものではないか。特に、人の命を預かって、難しい狭い道を運転していただかなきゃならんというふうな重大な責任もあるわけございまして、これには特別勤務手当なるものがついてもいいのではないかなど、極めて無責任に私はそのように考えております。

次に、時間外手当を検証いたしました。その結果、総額が8,742万円となっております。事業内容で、当初に予算化のやむを得ない部分もあろうかと思えます。これは、医療部門、これはだれでもわかるとおり、病院へ行って、看護師さんは夜中、時間外勤務はできないので、勝手に自分の病気は治しなさいと言われて困るので、これはまあ仕方のない部分だろうと思えます。これも、いろいろと見方はあろうと思えますが。

それと、それからバス部門、これはある種勤務の時間を変えられて設定がされておるのかどうかわかりませんが、医療部分とバス部門については、これはまあやむを得ないのではないかというふうに、私なりに理解をしております。

時間外勤務手当として、一般会計部門で6,830万円、特別会計部門で1,900万円というのがございます。それをいろいろと検証してみました結果、金額そのものでは割り切れない部分もあろうと思えますけれども、特に部門別と申しますか、一般会計は一くくりにしてございまして、それ以外の特別会計はばらばらでございまして、多いところで、時間外手当は諸手当のうちで27.7%、諸手当のうちですよ、平均で12.4%のようですが、ちょっと異常ではないかと思えるようなのがございます。それから、22.1%。

ちなみに申し上げておきますと、一般会計の方では13.9%、大方14%というふうになろうと思えます。合わせまして、8,700万円を超えております。給料の8%に近い金額が時間外手当として計算されるような予算が組まれております。これは、前年に比して改革の跡が見られない。これは、特に私なりに不安を感じた部分がございました。

こういうことから、今般、人件費のうちで、特に時間外勤務手当を主として質問に及ぶことといたします。

ただいまから質問に入りますけれども、まず1点目、17年度当町の決算における職員の時間外手当の総額が7,000万円を昨年度は超えました。これは、3町合併という特殊事情があって、やむを得なかったことは認めますけれども、時間外管理に対する各管理職のチェックの甘さがあったというふうに類推をされますけれども、町長はじめ財務担当職の責任について反省される点がなかったかどうか、町長の思いを伺っておきたいと思えます。

これ、7,000万円と一口で言いますが、半年間ですから、1カ月に1,200万円近

い金額が残業手当だけで払われておるということが非常に大きな問題ではないかというふうに、私なりに感じたわけでございます。

次、2点目、18年度当初予算には、時間外手当として、今言いましたように8,700万円が計上されておりますが、これは昨日、室田議員さんの方から、全町の各補助金の減額でいろいろと質問がございましたけれども、3,200万円を減額されただけでございますね。3,200万円を減額されただけで、町民、各商工会であるとか、その他の、私は全部を存じ上げているわけではありませんが、さっきからも話が出ています丹波高原マラソンですか、それから夏祭り、そういうものに対するわずかな金額が、補助金が減額されただけで、町民としてはかなり頭にきている部分があります。その金額の全部で減ったというのが3,200万円でございます。残業手当が8,700万円。何とかならないかと考えるのが一般的な考え方ではないかというふうに私は思っておりますが、時間外勤務というのは、これは元来予測しがたい業務ができた。例えば天災、それからその他の災害ですね、いろいろあると思います。そういうのに出役したとか、もしくは突発的な業務、これは選挙などでございますが、この選挙に関しましては、国とか府とかというそれぞれの自治体から必要部分は下付されますので、一時立てかえなのかどうなのかわかりませんが、これは実質上マイナスは生じないというふうに聞いておりますが、こういうものに対しては残業があっても仕方がないことだと思っておりますが、こういうのはそういうことによって職員のオーバーワークを補てんすべき時間を調整するために、臨機応変に管理者が部下に命じてなされるのが残業というところの時間外勤務であろう。

特に、特殊事情の発生が予測されていない3月期、3月期といたしましても今から3月までの間だろうと思っておりますが、その時期に予算を計上されるということは、はじめから残業すべきだということが前提になってはいないか。これは、そういう考え方があるということは、これは誤解を生じてもやむを得ないのではないか。職員の減少が見込まれて、70名とも100名とも言われておりますような、これから先の人員の削減、職員の削減ということが言われておりながら、なぜ残業というのは生じるのか、一般の人には私は理解ができないんじゃないかというふうに思います。

これは、人事配置のミスなのか、縦割行政のために隣の課は暇で、こっちの方は忙しいと。忙しいのを手伝いはしないということなのだろうと思っておりますが、こうして緊急時においてどうしても必要であった、いわゆる予定されていない時間外勤務を余儀なくされた場合には、これは当然にお金も払わなければならんわけですし、これはそういうことが実施された場合、もしくはこれに予測された場合は、当然に補正予算で対応されるべきものであろうというふ

うに考えておりますが、これらの方針に対する町長の所見を伺っておきたい。

3点目、前年度に漫然と執行されておりました時間外手当の予算計上は、業務効率の改善には全くつながりません。去年やったから今年も要るんだという物事の考え方では何もならないというふうに私は思います。

むしろ、これを予算化することによって、既得権として、もうその枠内で執行したらいいんだということになったのでは、これは身もふたもない。改革どころか、逆に後ろ向きだというふうに考えられます。

時間内に業務を消化するように頑張る職員がすべてであると願っておりますし、あつてはならないことではありますが、万が一にも一部の残業常習者なるものが存在するとすれば、その職場に大きな士気に影響することは間違いないのであります。

職員の士気高揚と健康維持、並びにその家族団らんの時間を大切にするとともに、町財政の健全化のために、改善策の一環として、町長が不退職の決意を持って時間外勤務の大幅な圧縮のために意を尽くされることを願うとともに、この方策について具体的施策を町長に答弁として求めたいというふうに思います。

次、4点目、これは時間外とは関係ございませんが、一般住民にはなじみのない勤勉手当でございますが、これは恐らく公務員に対する特別な手当であろうというふうに考えられます。当町に勤務するすべての職員は、まじめで勤勉であることには間違いないというふうに私は信じております。

しかし、元来、職員には押しなべて職務に勤勉であるはずでありまして、これになぜ職員1人当たり月平均4万円、年間48万円もの手当を支出するのか、理解に苦しみます。ただ勤勉手当という名目で支給されることについては、私は理解できない。

これは、本来、本給に加算すべきもので、勤務評定がされない職員に対して、だれが勤勉で、だれが不勤勉なのか、これはどないして決められるものか、これは私はそのあたりのところがわからないわけでありまして。

ほとんどが年功序列で給与査定となっておるように聞き及んでおりますが、本手当はどのような基準で支給されておるのか、これを伺っておきたい。

5番目に、現在の予算・決算のすべての項目は、国や府の上部団体、いわゆる「お上」より指定された形のものでありまして、極めて古い体質、恐らくこれは明治、大正あたりにできたのではないかと思います。国や府の上部団体、いわゆるお上から言われた形をそのまま踏襲しておる。現在、款項目節によって記載されておりまして、現在の一般商業にある複式簿記の形式とはほど遠いもので、どれだけの節減がされたのか、どれだけ問題があるのか

ということが浮き上がってこない。

これが、一般会計と特別会計に区分されておりまして、合計数値の数値は極めて専門的な職員にのみわかるというふうな、限定されたものではないかというふうに感じられました。

例えば、私が意外に感じたのは、人件費と申しまして、一般会計はすぐに出てまいりますね。だけど、特別会計となると全部集計しなければいかん。こういうふうなようになっておるわけです。これは、専門的な職員であっても即座に出てこない。そういうことを痛感されました。

無知な私に対して、懇切にご指導とご協力をいただきました職員さんの方に対しては、この場を借りて厚く御礼を申し上げておきます。

当町の歳入歳出を例といたしましても、一般会計はともかく、特別会計においては集計された事業別の収支の文書は全く見当たらないのが現状であります。この状態では、どの部分で合理化や改革を推進すればいいのか、一時に理解することは極めて難しい。上部組織への、例えば国とか府とかへ転出されるもの、それは現行のままでも我々には直接的に問題はありませんけれども、議員を含めた一般町民にも明解に理解できるような一覧性のあるものを来期の予算に添付していただけることができないか。

町長に対して、この要望を含めて、その意思の有無を伺っておきたい。

最後に、当町の一般職員の給与に対して、一般の企業に従事されている社員の年収と、当町職員の平均年齢42歳の業務内容とによって年収584万1,000円という数字は、その比較においていかようにお考えか。高いか、安いか、仕事の量に対してどうだろうか、そういうことについても町長のありのままの思いを伺っておきたい。

今般の質問については、私の要望する点について、可能または不可能だということを明確にお答え願いたい。いつでも申し上げているんですが、ひょうたんでナマズを押さえたような答弁はいただきたくない。その理由を明らかにして教えていただきたいというふうに思います。これは、率直な思いで結構でございます。これは、私の質問に対する答えは、全町民への答弁であることを心得てご答弁をいただければありがたいと思います。

なお、追加質問ということをする前に、この場でついでにつけ加えておきたいのでちょっと申し上げておきますが、当町のラスパイレス指数は幾らなのかお伺いしておきたい。

それと、それから、厚生労働省が来年度中に成立を目指しておりますホワイトカラー・エグゼンプション法案と申されて、横文字でややこしいんですが、要は一定以上の年収のある方に対する残業手当を払わないというふうな法案を今現在準備中で、特に商売をなさっている大手の会社の人たちからは賛成だということのようでございますけれども、これについて

どのようにお考えになっておるか、お答えをいただきたいということをお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、西山議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

特に、時間外勤務手当等についてお尋ねをいただいたところでございますが、平成17年度時間外勤務手当につきましては、職員が合併後の住民サービスに停滞が生じないように、旧町の事務の把握に努め、懸命の努力をしてくれたところでありますけれども、その調整や課題等による事務量の増加や、選挙執行に係る時間外など、結果として多額の時間外勤務手当の執行となったところであります。

しかし、ご指摘にありますように、上司の命令に基づく勤務として、常に職員の時間外勤務の状況でございますとか、健康状態の把握に努め、特に長時間の時間外勤務が継続して行われる場合のチェック等しなければならないところであり、業務の分担や適正な職員の配置を含め、今後職員が時間外勤務の縮減について自覚と意欲を持って積極的に取り組むよう、意識の啓発に努めてまいりたいと思っております。

また、時間外勤務命令が出され、時間外勤務が行われれば、条例等に基づいて時間外勤務手当を支給しなければならないところであります。事務の状況により、やむを得ず時間外命令を出さなければならない状況などから、当初予算に計上しているところであります。

しかし、勤務命令につきましては、管理職によるチェック等をさらに強めるとともに、引き続き正規の時間外に全力を挙げて処理できるよう、対処してまいりたいと思っております。

時間外縮減への取り組みにつきましては、人員配置や勤務時間のあり方を含め、19年度から具体的な実施に努めたいと考えております。

なお、本町の一般企業に勤務されている方との比較につきましては、業種も幅広く、町独自の事業所平均の算出データもございませんし、また、景気の動向により民と官の比較はなかなか難しい状況ですが、職員の給料につきましては、民間の賃金に準拠して定められている国の人事院勧告に基づいたものとなっております。諸手当につきましても、国の制度内容に基づき支給をしているところでございます。

今後におきましては、定員の適正化とともに職員数は減少していくところでありますが、このことによる時間外勤務が増加することのないよう、民間委託業務の推進や事務事業の統合を推進し、適正に業務が執行できるよう、さらに徹底してまいりたいと考えているところでございます。

つけ加えてご質問がございましたラスパイレス指数でございますが、88.5ということ
でございます。

さらに、今検討が加えられておりますホワイトカラー・エグゼンプションということで、
議員もおっしゃっておいりましたように、残業という考え方ではなく、1日8時間以上働いて
も賃金は同じということが今検討されておるようでございますが、いろいろこれにもなかな
か問題もあろうかと思えますし、今後推移を見守ってまいりたいというふうに思っておりま
す。

残余の件につきましては、担当課長から答弁をいたさせます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 1点、勤勉手当の関係のご質問がございましたので、お答えを申
し上げたいと思います。

まず、この勤勉手当の性格ということでございますが、本町も国の人事院規則に準拠いた
しまして、条例により定めているものでございます。いわゆる勤務成績的な手当ということ
で、年間1.45カ月分を支給いたしております。勤務成績的な性格ということでございま
すので、長期の休暇あるいは懲戒処分、こういった職員については当然期間率を除算させて
いただいて調整をさせていただく手当ということになっております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 次に、山田 均君の発言を許可します。

失礼、暫時休憩といたします。

再開は、10時40分までといたします。失礼しました。

休憩 午前 10時25分

再開 午前 10時40分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山田 均君の発言を許可します。

10番、山田君

○10番（山田 均君） ただいまから、平成18年第4回京丹波町定例会における私の一般
質問を行います。

私は、次の5点について、町長の施政の方針についてお尋ねをいたします。

今、国会は会期末を迎え、緊迫した状況にあります。ご承知のように、教育基本法の大改
悪を強行しようとしているわけであります。政府与党が推薦をした公聴会の公述人でも、現
在の教育基本法が国民に十分理解されていないことなどを指摘し、何よりも慎重審議が必要

であると発言をされております。

今、なぜ教育基本法の改定が必要なのか、どこが問題なのか、何一つまともな説明がありません。数の力で何が何でも強行するやり方は、民主主義に反することです。絶対に認められません。

また、郵政民営化を争点にして選挙をしながら復党を進めるやり方は、過疎地を中心に進められている郵便局集配業務廃止で住民の不安が広がっているとき、先の総選挙は本当に何であったのか。国民を欺いたやり方は、党利党略そのものであります。

さらに、来年度以降の財政計画では、大企業のさらなる減税が打ち出されるなど、格差社会を一層推し進めようとする安倍内閣のもとで、地方自治体の役割は一層重要になっています。

京丹波町として合併して1年、住民の合併に対する期待はことごとく裏切られたというのが率直な声です。住民の福祉や住民サービスを後退させないために合併は仕方がない、こう言って進めてきた方々のだれが責任を取ってくれるのか。「お金がないと言うのなら、まず助役を一人減らしたらよい」と、厳しい声を住民から突きつけられています。住民の行政に対して不信が広がっています。

こうした状況の中で、次の5点についてお尋ねをするものであります。

第1点は、郵便局集配業務廃止問題について伺います。

京丹波町では、桧山・梅田郵便局が3月に集配業務が廃止予定になっています。11月29日の郵政公社近畿支社の説明会もありましたが、内容は、住民の声を聞くというより、決まったことを伝えにきたと、こういうものであります。

郵政公社としては、郵便局を残すために合理化を進め、集約化を行うと、こういうことですが、事業を4つに分社化し、独立採算で運営すれば、おのずと行き着く先ははっきりしております。結局は、採算の合わないところは、局の閉鎖や局の引き上げになっていきます。

また、特定郵便局の局長の定年制が打ち出されたことや、職員の退職金も将来は大幅に減額されることが明らかになるにつれ、退職希望者が大幅に増えていると聞きます。

特に、現在の局長が退職した後を引き受けても、採算が合わないような特定郵便局などは後任もできないこととなります。そして、最後は地元が運営しなければ廃止となります。

民営化とは、公的な考え方ではなく、採算を第一にすることです。採算が第一が民営化の目的でありますから、これまでの国鉄からJR、そして農協などの例からも明らかであります。

町長は、「集配業務が廃止をされてもサービスは後退しない」、こう言われましたが、既

に実施をされた地域では、配達が遅れが発生しています。夕刊よりも遅く配達される地域も出ています。もちろん、他のサービスも後退しています。特に、来年から民営化されれば、一層サービスの低下になるのは明らかであります。

それは、職員が4つに分社化された各会社所属の社員なり、委託された事業以外はできないわけでありまして、同じ建物の中にも別々の会社の社員となるわけでありまして。

これまで、配達の間でも保険料や貯金などを預けられましたが、引き受けてくれたわけでありまして、今後は、会社が違うために取り扱うことができなくなるわけでありまして。

郵政公社の塚田執行役員は、国会での答弁でも、「廃止予定であっても、関係自治体との協議が整わない局については、廃止時期を延期する」と答弁をしております。

住民を代表する町長として、南丹市長のように、「住民へのサービスの後退は認められない」と表明すべきと考えますが、町長の見解を改めて伺っておきたいと思っております。

第2点目は、畑川ダム問題と統合整備事業についてお尋ねをいたします。

この問題は、先に坂本、東議員からも質問がありましたが、私からも何点かについてお尋ねをしたいと思います。

また、畑川ダム計画については、7日に行われました府議会の一般質問でも取り上げられました。

私たちは、水の必要性や重要性は認識もしておりますが、過大見積もりでこのまま進んでいけば、結局は水道料金に上乘せされ、日本一高い水道料金を住民が負担することになります。人口が増えるどころか、負担が増えて、この京丹波町に住み続けられなくなると考え、その根拠をお尋ねしているわけでありまして。

まず、人口であります。開発団地で人口が、平成30年、これから12年後になりますが、6,000人もの人が増えるという計画は、町民のだれに聞いても、減ることはあっても人口が増えると言う人はいません。

町内の企業についても、13の企業を訪問し、調査をしましたが、増量要望は1社だけ、将来工場を拡張すれば必要になるかもしれないが、1社でありました。

丹波・瑞穂水道統合整備事業の変更申請書の事業計画書の2-37ページでは、事業所要望水量表が記載してあり、13の事業所から2,000トンの増量の要望があり、平成18年度には7事業所から820トンの増量要望があるとされております。

この事業計画書に記載された企業で、平成18年度から増量を実施している企業名を明らかにすることは、既に給水をしているわけでありまして、企業の戦略上の企業秘密にはならないと考えます。明らかにしていただきたいと思っております。

また、京都中央テクノパークで、平成18年度に40トンの増量が予定されていますが、実際にそうした給水はされているのか、お尋ねをします。

これから12年後の平成30年には、人口が6,000人に増える。企業も4,000トンの給水が必要になるとなっておりますが、具体的な根拠を住民に知らせる義務と責任があると考えます。すべての情報を公開すべきであります。

具体的な根拠や、すべての情報を公開しないで、「まちづくりの上で社会資本整備が必要」とか、「将来にわたる安定的な水確保が必要」などとスローガンを上げておいて強行していくやり方は、将来に大きな禍根を残します。結局は、人口が計画どおり増えないとか、企業の進出が予定どおり進まなければ、投入した経費は借金として残り、そのままその返済は住民の負担として水道料金に上乗せをされるわけです。

今必要なのは、今住んでいる住民が行政と力を合わせて、努力すれば実現可能なまちづくりを進めなければ、開発団地で6,000人の人口増にしても、企業の進出にしても、相手が決めることであり、社会情勢や経済情勢で大きく変わることにより多額の資本を投入することは、まちづくりの上からも大きな負担のリスクを負うわけでありますから、そういうことは強く見直しをすべきということを考えます。

町長の見解をお尋ねしておきたいと思います。

さらに、ダム上流の堆積した糞尿の処理は、多額の費用と時間が必要であります。どんな水でも、消毒し、処理をすれば、安全な水になるとの考え方ではなく、安全で安心できる水道水の給水を住民は求めているわけであります。

ダムの上流には、酪農団地や豚舎もあります。さらに、分水嶺になるために、上流は南丹市、日吉町の畑郷であります。水質への対策が十分でないことも明らかであります。見通しも明らかになっていません。こうした面から見ても、ダムからの取水は見直すべきであります。

あわせて、町長の見解をお尋ねしておきたいと思います。

第3点目は、まちづくりについてお尋ねをいたします。

平成19年度の予算編成や財政見込みについての質問も昨日からありましたが、平成19年度の財政計画が近く発表されるとの答弁もありましたが、三位一体改革で本町のような財政力のない地方自治体では、削減されることはあっても、独自の税財源が見込めない中で、本町に与える影響や見通しはどのように考えておられるのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

今、地方切り捨ての国の施策の中で、3町の合併を選んだ本町としてどういうまちづくり

を進めていくかは、町民の暮らしや営業に大きな影響を及ぼします。

今、振興計画審議会でまちづくりの議論がされておりますが、地方自治法第1条の2では、地方公共団体の役割と国による制度策定の原則として、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする」と定めています。

新町まちづくりのアンケートでも、「保健・福祉・医療サービスが充実した健康で安心して暮らせるまち」は70.7%、「保育所・幼稚園・学校などが充実し、子どもたちが心身ともに豊かに育つまち」が32.1%とあらわれているように、京丹波町のまちづくりの方向は住民の福祉を最優先にしたまちづくりが求められていると考えます。

京丹波町のまちづくりの方向は、開発中心ではなく、「福祉のまちづくり」を中心にした、そうしたまちづくりを進めるべきと考えますが、町長の見解を伺います。

今、テレビや新聞などメディアでは、北海道夕張市の状況を連日報道しております。住民の負担が大幅にふえ、学校の統廃合をはじめ、福祉施設の閉鎖など、住民サービスが大幅に切り捨てられる状況は人ごととは思えません。町民からも、「京丹波町は元気がない。どうなるのか」、こういう心配の声も聞かれます。

今、多くの自治体は、国に追随して、財政難と効率的運営を理由に、「官から民へ」の手法が進められています。住民の税金が基本的な財源である以上、一定の経費の節減、効率性の追求は当然のことですが、財政の健全化や効率的運営というのは、行政の使命や目的ではありません。地方自治体の使命は、住民の福祉の増進を図ることであって、行政改革というのなら、住民の福祉がどうなるかという、こういう観点が何よりも大切なはずであります。

自治体本来の使命を放棄して、経費節減、効率化を自己目的にすれば、住民の安全や命や暮らしが犠牲になることとなります。

合併して1年経過した時点で、旧町からの継続事業である畑川ダムや都市公園、大規模な林道など、大型公共事業の中止や見直し、一時停止などを行い、地方自治法第1条の2で定める住民の福祉の増進を図ることを最重点にした京丹波町のまちづくりを進めるべきと考えますが、改めて町長の見解を伺っておきたいと思えます。

第4点目は、国道27号、中山地内の歩道整備についてお尋ねをします。

この問題は、平成17年の12月の議会でも取り上げ、町長も、「大変危険な箇所も多い。地元のご理解とご協力を得ながら、国交省に強く要請したい」との答弁もありました。特に白土橋については、全く歩道幅もなく、非常に危険な箇所であることは、地元はじめ関係者が周知するところであります。

地元からも要望書も出されており、その後の取り組みはどうなっているのか、また中山地

内の歩道改良の今後の見通しはどうか、お尋ねをしておきたいと思います。

第5点目は、市場化テスト法についてお尋ねをいたします。

市場化テスト法では、地方自治体の競争入札の対象業務、特定公共サービスとして、1つには戸籍法に基づく戸籍謄本等、2つには地方税法に基づく納税証明書、3つ目には外国人登録法に基づく登録原票の写し等、4つ目には住民基本台帳に基づく住民票の写し等、5つ目には住民基本台帳に基づく戸籍の付票の写し、6つ目には印鑑登録証明書という、6つの分野の書類の交付の請求の受付及びその引き渡しを規定しております。

住基ネットを全国の自治体に押しつけた際に、住民のプライバシーとして問題になったのは、氏名・住所・性別・生年月日でした。ご承知のように、さきの裁判では憲法違反としての判決もあったわけでありますが、今回の市場化テストで、民間事業者に委託することになる可能性がある窓口業務の対象は、プライバシーという点ではその比ではありません。戸籍に記載されている家族関係を知られたくない住民は少なくありません。登録印鑑などは不動産などの資産を守るかぎとも言えます。住民が最も秘密にしたいプライバシー、個人情報が民間事業者の目に触れることになり、漏えいの危険にさらされることになりかねません。

郵便局職員と同様の条件を法令で定めるとしても、もともと国家公務員であったものが公社化、民営化されて「みなし公務員」になる郵便局職員と、この事業で初めて「みなし公務員」になる民間企業社員とではおのずと異なり、住民の感覚から見ても全く違うものになります。

市場化テスト法は、地方自治体の最初の対象として、住民にとって最も他人に知られたくない高度なプライバシー情報の取り扱い窓口業務に設定しています。自治体で具体化すれば、職員の雇用や労働条件、職場の人間関係に大きな影響が出る懸念だけでなく、住民のプライバシーの侵害、漏えい、行政の信頼を根本的に損なう危険が極めて大きいと言えます。

市場化テスト法の実施は、市町村独自で考えるべきであり、慎重の上にも慎重を重ねて対応すべきと考えますが、町長の見解をお尋ねしておきたいと思います。

以上、私の1回目の質問といたします。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） それでは、山田議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

まず、第1点目の郵便局集配業務廃止についてでございますが、議員お尋ねの郵政公社と自治体との協議についてでございますけれども、この件を郵政公社に尋ねましたところ、そのような協議をすること自体が想定されておらず、協議というものは行われなことを、郵

政公社近畿支社より回答をいただいております。

また、来年3月に集配業務の再編がスタートします。その件や、今後のサービスについても、京丹波町内の郵便局から全戸に対して、3月までにお知らせ広報が数回されると聞いておるところでございます。

なお、集配業務の再編や窓口サービス等につきましての答弁は、9月定例会でお伝えした内容と何ら変わりありませんことをお伝えしておきたいと存じます。

次に、畑川ダム問題と統合整備計画でございますが、水需要による人口増についてであります。昨日、今日、坂本議員また東議員のご質問にお答えをさせていただいたとおり、旧丹波町及び旧瑞穂町の将来のまちづくり計画に沿って中長期的に見込んだものなどでありませぬ。

現在の給水能力は、余裕がない状態に近づいております。将来にわたる安定的な水源の確保は急務であると考えておるところでございます。

まちづくりについてでございますが、まず第1点目の三位一体の改革が本町に与える影響については、というお尋ねでございますけれども、税源移譲、国庫補助金改革、地方交付税改革の改革を総じて三位一体改革と位置づけ、それぞれの改革が基本方針に基づき推進されているところであります。

平成16年度から18年度までを第1期改革と位置づけ、国庫補助負担金についてはおおむね4.7兆円程度を廃止・縮減し、これに伴う税源移譲は3兆円規模を目指すものであり、本町に交付税算入された額はおおむね9,000万円程度でありました。

また、交付税改革により、交付税及び臨時財政対策債については5.1兆円と大規模な削減がなされ、本町の交付額では、計画前の平成15年度と比較すれば、おおむね3億円程度の減少となっております。

なお、三位一体の改革は、平成19年度から21年度までの期間を「第二期改革」と位置づけ、国庫補助負担金は9兆円規模の廃止と、国から地方への税源移譲は8兆円程度を目指すとともに、交付税改革についてもさらに推進する旨が定義されているところであります。

とりわけ、確実な税源移譲及び交付税総額の確保については、安定した財政運営を図るためには不可欠であり、関係機関にも強く要望してまいりたいと考えております。

また、こうした中で言われております福祉とは、通常言われている高齢者福祉、児童福祉などの狭義の福祉とは異なり、公的配慮によって地方公共団体の住民が等しく受けることのできる安定した生活環境という広い範囲を示しております。どの地方公共団体においても住民の福祉の増進は、最も大事な、重要な目的であります。

従って、これにのっとり、保健、福祉、産業、教育、防災等、すべての分野において住民福祉の増進につなげる努力をしていかなければならないと認識をいたしておるところでございます。

次に、まちづくりの中心に据えるものについてでございますが、今や地方の時代となり、今後は地域間競争が激化していくわけでございますが、あわせて健康や癒し、安らぎを求める志向の高まりとともに、真に豊かな農村環境が再評価される時代になってきております。

こうした中で、京丹波町としては、そこに暮らす住民と行政との協働により、町が自立し、個性あるまちづくりを進めていくという視点が重要ではないかと考えています。ひいては、それが住民の喜び、生きがい、誇りへとつながり、元気な人、元気な地域、元気な町が成り立っていくものと考えております。

そうしたことを踏まえる中で、ではどのような目標や理念を持ってまちづくりを進めていくかということになるわけですが、その指針となる総合計画について、総合計画審議会に諮問し、現在、委員の皆様により熱心な議論を重ねていただいている最中ですので、基本構想案が固まるまでしばらくお待ちいただきますよう、ご理解のほど、よろしく願いを申し上げます。

また、旧町からの継続事業につきましては、それぞれの総合計画や過疎計画、そして予算に裏づけされた事業として、議会での意思決定に基づいて実施してきているものばかりであります。

しかしながら、昨日も何度か答弁させていただきましたが、厳しい財政運営の中で取捨選択していかなければならないところであり、事業の再評価を行いながら進めてまいりたいと考えております。

次に、国道27号の中山地内の歩道整備についてでございますが、議員ご質問のありましたこの件につきましては、本年、中山区長さんより同様の要望をいただいております、本町も早速地元の思いを付して、福知山河川国道事務所に整備要望をいたしたところであります。

今後、地域の活性化、地域間交流や住民の安全に資する事業については、積極的に要望いたしていく所存であります。

なお、中山区の本年度の歩道改修計画につきましては、町営バス停より京都よりの組み立て式歩道を、恒久的な歩道に改築されることとなっております。

次に、市場化テスト法についてでございますが、最近、地方公共団体も全国では少しは導入しているようでございますけれども、まだなじみは薄いものだと認識をいたしております。

国では、平成17年度にモデル事業をスタートし、3分野、8事業、23カ所が選ばれ、スタートしています。具体的には、ハローワーク、社会保険庁、行刑施設の3分野で、国民年金の収納事業などが行われております。

地方の場合ならば、主には上下水道、バス、地下鉄、自治体病院等があり、今お聞きの窓口での住民票交付事務等も対象になり、導入の自治体もあるようでございます。

しかし、住民票の交付ともなると、個人情報関係等もありまして、今後も全国的な状況も見守る中で、調査・研究をしながら検討していく材料の一つとしてとらまえていきたいと考えておるところでございます。

以上、山田議員の答弁とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） それぞれ答弁をいただきましたが、改めてお尋ねしておきたいと思っております。

一つは、郵便局の集配業務の関係でございますけれども、協議が行われることはないという返事だったということなのですが、郵政公社としては、住民の、いわゆる自治体の協議が整わなければ強行しないということになっておるわけでございますけれども、町長としては、関係する住民から陳情やとか要望、そういうものがあれば、郵政公社に町民の合意と納得が得られないと、こういう返事をされる考えはあるのかどうか、改めて伺っておきたいというのが1点でございます。

今回の集配業務廃止計画の中で、和知の郵便局でも窓口の職員が2名減になることとなります。先ほども申し上げましたように、分社化をされて会社がそれぞれできるわけでありまして、郵便局の局舎の中も仕切られるわけでありまして、窓口を行う郵便局会社の職員、それから配達を行うそういう郵便事業会社の職員、貯金やとか保険やとか、これも別々でありますけれども、そういう方々がおのおの同居して仕事をするということになるわけでございますけれども、郵政公社の再編計画というのは、今回ご承知のように1,048の局が対象となって進んでおるわけでございますけれども、2007年の10月以降には、さらに2,560の集配郵便局の再編が予定をされておるわけでありまして、過疎と高齢化で周辺地域では郵便局が唯一の金融機関となっております。地域に密着したきめ細かなサービスの低下を招いていくことは、もう明らかであります。

民営化をされれば、採算が最優先されるわけでありまして、人口が少なくなれば、当然利用者が少なくなり、周辺部の小さな郵便局は切り捨てられていくということは、もう火を見るより明らかであります。

京丹波町の町内の郵便局というのは、まちづくりの上でも特別重要な機関として位置づけをすべきだというふうに思うわけでありましてけれども、そういう考え方はあるのかどうか、あわせて伺っておきたいと思っております。

2つ目の、畑川ダムと統合整備事業の問題なんですけれども、町長は、まちづくり計画に沿って中長期的なそういう考え方で、水の確保は必要だと、こう言われておるんですが、当然計画書というのがあって、それに基づいて水の必要性が言われておるわけでありまして、このいわゆる計画書に示されておる内容について、当然こういうことなんだという内容はやっぱり明らかにしていただかなければ、ただ単なる漠然とした、とにかく必要だということでは、住民はこれは納得できないと思うんです。

人口増の問題、この事業計画書、2-28ページというところを見ますと、これは旧それぞれ丹波町、瑞穂町の時点でありましてけれども、予想図が、予想の人数がみんな書いてあるわけですね。もちろん、平成17年から30年まででありましてけれども、その間に6,000人、平成30年には増えるということになっておるんですが、これを見ますと、平成18年は1年間に、丹波の地域では8つの団地で173人、瑞穂の地域では11の団地で256人が増加をしていくという計画になっております。その後は、このペースで毎年173人と256人、合わせて429人が増えていくと。そういうことで増えていくさかいに、平成30年には6,000人になりますよという、これが事業計画書の統合計画の人口根拠になっておるんですね。もちろん、アンケートをとったとか、そういうこともあるんですけども。

実際に、ほんなら、この示されておる旧丹波であれば8つの団地、旧瑞穂であれば11の団地で、それだけの人口が増えておるのかどうかということとはやっぱり検証できるわけですし、明らかにしていただきたい、すべきだと、そして水が必要やということをお明らかにしていただかなければ、とにかく必要や、必要やということだけでは、何のためのほんなら事業の計画書なんだということになるわけでありまして、実際に該当する団地で、丹波であれば8つ、瑞穂であれば11の団地で、合計でよろしい、何人18年度は増えたんだということを明らかにしていただきたいというふうに、まず1点は思うわけでありまして。

それから、道路要望のいわゆる事業所の関係なんですけれども、町長は昨日、経営の戦略上からも公表はできないんだということを言われました。もちろん、将来の公表計画が言えないということであれば、ここで示されておる、具体的に18年、今年ですね、17年でもよろしいですが、ここでは当然一定の必要な数字が出されております。先ほど申し上げましたように、平成18年でしたら860トン、それぞれの事業所が要望があるんだと。これに対して、ほんなら実際にはどうなんだと、実態は。ということは、当然これは明らかにでき

るわけですし、すべきだと。

実際に給水をされておれば、工場は操業されておるわけですから、何も経営の戦略上、秘密にする必要はないというように思いますので、この点についても明らかにしていただきたいし、そして、30年までの増量の予定の事業所ですね、事業所に対してどういう調査をされて、文書とか、そういうものはきちっと出されておるのかどうか、その辺についても明らかにしていただかなければ、会社は会社で経営戦略上、ほんなら工場拡張をやめたとか、そういうことも当然これは会社の都合で起こるわけでありますから、やはりそういう面から言っても責任ある対応をしておかなければ、何のためのほんなら増量要望だと、計画なんだと、こういうことになるわけでありますから、その点についても、各企業のそういう増量の確約をしたことについてはどのようなことが文書にあるのか、ただ単なる問い合わせただけなのか、あわせてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

昨日の質問でも、グリーンハイツでは200戸も空き家が増えておるんだという、そういう質問もあったわけでありましたが、片方では空き家がどんどん増えておるのに、片方ではどんどん人口が増える、本当にそういう確約ができるのかと。やっぱり予想ではなく期待をしている夢の話ということでは、これは住民にとってはたまらんわけであります。

ご承知のように、このダム計画のもともとの流れというのは、旧丹波町の元山崎町長が、50億円の債務負担行為で住宅開発を目的に大量の土地を町内で購入した、そのつけが今土地開発公社の塩漬土地として、今も町政の大きな負担になっているんですが、そのときに水が不足するとしてダム建設が浮上したわけであります。それが今日まで進んでおるわけでありますから、そういう住宅開発が破綻をしている以上、このダム建設の見直しというのは当然だと、もうバブルの時代は終わったんだということでありますから、やはりそういう地点に立ってこの問題はしっかり見ていくべきだし、判断をすべきだというように思いますので、その点についても改めて伺っておきたいというように思います。

それから、まちづくりの関係でお尋ねをしておきたいと思うんですが、いわゆるまちづくりのアンケート、そういうものからいたしましても、本当に京丹波町が1万7,000の町としてどういう町を目指すのかということも、圧倒的多数の方が「福祉や教育の充実したまち」ということを言われておるわけでありまして、今も町長が特色あるそういうまちづくりというのを言われたわけでありますから、やはり個性あるまちづくりというのはほんならどういう町なんだと。

今、振興計画をつくってもらっているという話もありましたけれども、これは地方自治法に基づいて、当然市町村計画をつくらなきゃならんという定めがあるわけですね。それは、

その前提としては、松原町長は京丹波町のいわゆるまちづくりの方向、どういうまちづくりを目指すんだということを私は当然示すべきだと。それに基づいて振興計画がつけられるという、こういうことになろうと思うんですけども、やはりそういう面では、子どもやお年寄りも含めて、京丹波はこういうまちづくりを目指しておるんだということがわかる、そういうしっかりとした方向を示すべきだというように思います。

やはり先日も、北海道の夕張市と比べて、近くの尾張市といいますか、そういうのが放映されていましたが、そこは福祉というのをしっかり中心に据えて、特色あるまちづくりをして、いろんな全国から、お年寄りではあるけれども転入が増えていると。それによって、若い人たちの仕事も増えて人口が増えるという、そういうまちづくりの一つのモデルも紹介をされておりましたけれども、本当にやっぱりそういう今言われた個性ある、特色あるまちづくりはほんなら何なんだということをはっきりさすべきだと。その辺について、改めて伺っておきたいと思います。

それから、中山の歩道の関係でありますけれども、今、町長の方から、バス停の近くの歩道の改築がされておるんだということでありましたけれども、聞きますと、あそこは道路が沈没するというようなこともあって、そういう国土交通省もその修復といいますか、その工事とあわせてそういうこともやられるようではありますが、全体の状況を見ますと、なかなか土地のそういう関係もあって難しいと思いますけれども、12月のときも申し上げましたけれども、やっぱり最優先すべきというのは白土橋の橋の歩道やと思うんですね。実際見ておっても、本当に危険なわけでありまして、そういう点では用地の買収についても、いわゆる橋の根元といいますか、そこだけでいいわけでありまして、やっぱりもっと強く要請していただいて、事故が起きてからでは遅いわけでありまして、ぜひやっぱりそういう点では、再三国土交通省へも要請、出かけていただいて、早くめどをつけていただきたいと、つけるべきだというように思いますので、改めてその点について伺っておきたいと思います。

それから、最後のいわゆる市場化テスト法という、まあ本当に聞き慣れない言葉でありますけれども、今もありましたように、本当に住民のプライバシーという問題がどんどん、片方では強調され、いわゆる保護が大事だと言いながら、片方ではどんどん民間がそういう仕事を、いわゆる開放していくということになっておるわけでございますけれども、やはり当初、国のそれぞれ管轄する総務省、法務省含めて慎重であったわけでございますけれども、実際にはそういう法律ができ上がったというわけでありまして、該当する我が京丹波町としては、やっぱり慎重の上には慎重を重ねて対応すべきというふうを考えるわけですが、その点について調査研究をしていきたいということでありましたけれども、やはり一番

大事なのは住民のそういうプライバシーを守るといふふうな、これが基本でありますし、その辺を含めて、改めてもう一度伺っておきたいと思えます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） まず、水の関係でございますが、昨日から考え方につきましては申し上げておるところでございますし、いわゆる計画の基本となったものを明らかにせよということでございますが、このことについては既に明らかにさせていただいております中で、それぞれ質問をいただいておりますのではないかというふうに思っております、その根拠となるべきものについては、現状私どもとしては変更する考え方はないという思いで進めさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

それから、いわゆるまちづくりの中心に据えるものは何であるかということでございますが、先ほど申し上げましたように、今、総合計画審議会でも熱心にご審議をいただいております、おつけ答申をいただけるというふうに思っております、これは非常に現状特色あるまちづくり、それぞれが競争の時代ということでもあります、地方の時代とはいえ、なかなかそれぞれが同じ思い、あるいはまたどうしても似通ったようなこととなりますと、やっぱり私はここしかないものと言え、本町が抱えている自然、そしてまたそこで営まれていますそれぞれの皆さんの実態、こうしたことが本当に多くの皆さんにどう映るか、この辺がこれから京丹波町が多くの皆さんに見ていただける、いただけない、そのことが町の発展に必ずしもつながるとは言えないかもしれませんが、粛々と生活をしていくこともやっぱり一つのあり方ではないかというふうに思っております、現状のところでは、全国でそうした、湯布院でありますとか、滋賀県の八幡市でありますとか、そうしたところは別にこれといって変わったことはされていないわけですが、自分たちの生活を見ていただく、そのことが今すばらしいまちづくりとなっているわけですが、やっぱりそのために、先ほど申し上げましたように、「福祉のまち」とは言いますが、単純にそのことだけをとらえるのではなく、すべての部分を指しながら、これまで進めてまいりました各分野のそれぞれの増進に向けて、地道な取り組みをしていくことが大事ではないかというふうに思っております。

その基本となります総合計画等を中心にしながら、今後も進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

中山の歩道改修、特に白土橋の歩道設置につきましては、議員ご指摘のとおり、非常に狭くて危険が伴う状況となっておりますので、町といたしましても再三要望を重ねておるところでございます、できるだけ早い時期に取り組んでいただけるよう、今後もさらに要望活

動をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、市場化テスト等につきましては、ある公共サービスを丸ごと官民が対等に競争入札し、サービスの質、価格、効率面ですぐれた方を採用するという仕組みでございますし、その中に住民票の云々という業務も含まれておるわけでございますが、まだこれを私どもでどうこうということではありませんし、議員ご指摘のとおり、こういう民間でやっていただくということになれば、プライバシーの保護はどうなるのかということもあるわけでございますので、先ほど申し上げましたように、これはより慎重を期さなければならぬというふうに現状は考えておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 郵便局の集配業務のことについて、ちょっと答弁がなかったのも、その点についてお願いしておきたいと思うんですが。

ダムと統合計画の関係で、もちろんこの事業計画に基づいてお尋ねしておるわけでございますから、出された計画で現時点ではどうなのかという検証は、これは当然必要だと、そういう意味で私はお尋ねをしておるわけであって、というのは、実際にそれならどれだけ水が足らんのやという根拠が、6,000人の人口増と事業所の4,000トンという、これが根拠になっておるわけですから、本当にそれが京丹波町の現在の状況の中で、確実にそれが平成30年に見込めるのかと、その計画どおり動いておるのかと。人が増えたり、事業所もそういう水の供給をどんどんやっておるのかという、そこがやっぱり基本にならなければ、結果として、私が申し上げましたように、これはあくまでも住民の方といいますか、京丹波町のほんなら開発団地に6,000人も来るかどうかというのはだれも確約できないわけでありまして、来る人が決めるわけでございますし、工場も当然そういうことになるわけでございます。

逆に、じゃあ2,000人どんどん、いやないかもしれんという、そういう計画、予想では、結果としては住民に負担がいくと、水道料にかぶさんならんという点を私ははっきりさせておかなければだめだということを申し上げておるわけであって、結局ダムをつくるために人数や費用の必要水量を設定しておるということになりかねません。

やはり、このダムのもともとの建設の話ということから考えても、やっぱりまちづくりの基本となるものでもありますけれども、そこをはっきりやはりしていかなければ、結局その負担は住民が負担をしなきゃならんと、こういうことになるわけでありまして、やはり歴代の町長の夢を追いかけて、その負担を住民にかぶせるというような、しりをふくというようなことにならないようにすべきだという点も、改めて申し上げておきたいというように思

います。

それから、まちづくりの関係で、私、「福祉のまちづくり」というのをよく申し上げておるんですが、私が申し上げたいのは、いわゆる京丹波町では高齢化率が32%、和知の地域では4割と、こういう高齢化が進むまちでありますので、やはりそういう視点で、いろんな農業の分野にしても、いろんな分野をやっぱり見ていくということが大事ではないかと。

例えば、病院の問題も出ておりましたけれども、ただ経営的に見れば赤字やと、しかし、「福祉のまち」という観点で病院を位置づければ、やはり一定の投入も必要だと、こういうことになるわけでありますので、やはりそういう見方といいますか、まちづくりの基本というのが私は大事ではないかというように思うので、それをお尋ねしておるわけでございます。

特に、このまちづくりとあわせて、もう1点伺っておきたいのは、昨日来、財政問題も非常に言われたわけでございますけれども、住民にそういう状況を広報などで知らせていくということも言われたわけでありますけれども、やはり住民というのは今お金がないということは、皆これほど言われておるので、よく言われるわけでございますけれど、しかし、その中で、行政としてはこういうことを見直して、こういうことをきちっとやるんだと、だから住民についても、住民への支援はこれだと、やっぱり住民を激励して元気をつける内容を基本にした、そういう広報が私は必要だというふうに思いますので、そういう点をぜひ進めていただきたいというように思いますし、その辺の見解も伺っておきたいなど。

合併して1年、まちづくりをいよいよ本格的に進めていくわけでございますけれども、見ておりますと、いろんなところで丹波町、京丹波、割と旧丹波の方はそれに抵抗がないんですね、だから、時たま町が発行する文書で丹波町というのがあったりするわけでございますけれども、やはりそういう点では、旧瑞穂・和知の住民からすれば、もっと気をつけてほしいという思いもあるわけでございますし、一つ、私、町長に申し上げておきたいのは、町長もよく通られると思うんですが、庁舎前の国道9号の下、歩道があるんですけど、そこにこの庁舎へ行くいわゆる「丹波町役場」というのがいまだにおるんですね。職員が何回も通っておるわけだし、当然合併でそういうことは、準備室の中でそういうことはされておると思うんですけども、そういうこと一つとっても、やっぱりもっときめ細やかな、まして考え方、まちづくりの考え方の一つやというふうに思いますので、やはりそういう点についてはもっと考えるべきだと。金額はそないかからんわけでありますから、そういう点をひとつあわせて町長に見解も伺っておきたいと思いますし、ぜひそういう面では、職員に対してもしっかりそのまちづくりについての考え方を示していただきたい。

といたしますのは、あるところで聞いたんですけれども、確かに財政が厳しいという中で、

「京丹波町としてはもういつまでもつかわからん」と、「近いうちに合併するのと違うか、南丹市に」というようなことをチラッと聞いたということもあるんです。

だから、職員がそういうことを絶対言わないように、やっぱりまちづくりをしっかりと力を合わせてやるという、そういう住民のリーダーでもありますので、そういうことをしっかりとやっぱり職員に対してもまちづくりの展望を示して、住民へのそういう一緒に力を合わすと、そういうようなことをしなければ、住民がそれを聞いて、逆に本当に不信やとか失望するということもありますので、その辺についてもあわせてちょっと申し上げて、町長の見解を伺っておきたいというように思います。

特にそういう関係で、まちづくりの関係なんかも含めて、しっかり進めていくということが大事だと思いますので、改めてお尋ねをしておきます。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） 先ほど答弁漏れがございまして、大変失礼をいたしました。

いわゆる郵便局の業務の関係でございすけれども、中身につきましては先ほど申し上げたとおりでございますし、近畿支社長とも面談をさせていただきました。そういう中で、本当に今議員ご指摘のように、各それぞれの地域にあります郵便局が地域の核といいますか、そうした中心的な施設、公的な施設というとらえ方もあるわけでございますし、これが民営化されたとしても、やっぱりそうした位置づけといいますか、考え方は大事ではないかということで、現状、四国でもモデルのケースとして、行政と公社との郵便局のあり方等も現状進められておるようでございます。

いろいろな面では、そうして行政と公社、あるいは今の民営化された郵便局の中で十分お互いが地域の核としての位置づけとしてとらえていくことができるのではないかという思いがいたしておりまして、今後もそうした面では、行政としっかり公社の方としても協議をしていきたいということもおっしゃっておりましたし、私もそうした面では、現実モデルケースとしてされておりますものも一度拝見をさせていただきたいということも申し上げておったわけでございますが、住民へのサービス低下が起こらないように、また行政としても何らかのかかわりが持てるような方向を目指していきたいというふうに思っているところでございます。

また、水の関係等につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますし、現在、みのりが丘につきましては6月から給水を開始したところでございますし、そのほかで約840～850の方が現状お住まいでございます。

今、それぞれ細かく分けますと、11団地につきまして給水の要望をいただいております

し、それぞれ住民の皆さん方とも協議をしながら道路敷の整備をさせていただいております、できております部分から給水に向けて今事業発注をしようとしたところがございます。

私が申し上げておりますのは、計画は既にもう18年にダムが完成しておるという状況で、今、議員いろいろご指摘があったわけでございますが、現状としては少し本体工事が遅れておるわけございまして、推移としては今申し上げましたような状況でございますけれども、アンケート等によりますと、給水がされればそこに住みたい、あるいは家を建てたい、今までと同様でございますけれども、家を建てて移り住みたいという希望も3割の皆さん方がおっしゃっているわけでございますし、そうした根拠に基づいて計画をさせていただいておりますので、現状、みのりが丘も給水したことによって、そうした波及効果は議員おっしゃるように検証できるわけでございますので、そうした推移も見ながら進めていくわけでございますけれども、私は大きな期待をしながら計画を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

事業所の関係等につきましては、24の既存の事業所から、それぞれ20トン以上の日量でございますが、お使いになる企業の皆さん方からの要望を取りまとめた結果が全体で4,000トンということでございますので、現状、そうしたもう要らないというようなことは聞いておりませんので、この数字をもって今進めさせていただいております。

それから、まちづくりの中心に据えるという部分で、特に「福祉のまち」を強調すべきではないか。そこには、病院、診療所等々もあるわけございまして、そうしたことをどう表現していくかというお尋ねでございます。

今、それぞれ病院、診療所、4つあるわけでございますけれども、地域医療対策審議会でどうあるべきか、検討いただいております。

これも、その答申を受けて、これからのあり方を求めていかなければならないというふうに思っておりますが、既にそれぞれの会計でよくご理解を賜っておりますように、一定の負担は当然していかないと収支は合わないわけでございますし、それは町としての責務でもあろうかというふうに思いますが、実態とどんどんかけ離れていくということになりますと、これにもまた限界はあろうかと思っておりますし、どういう規模のものをどう存続可能なようにならしめるかということについては、審議会の答申を待ちながら進めてまいりたいというふうに思っております。

また、そうしたまちづくりを進めていく中での職員の意識の問題、細かなところにもそう

した配慮が欠けておるのではないかというご指摘でございます。

本当に、私も通っております、スッと通ってしまったといいますか、その辺の配慮といいますか、気配り、どこにどういうものがきちっと整っているかということについて見落とししておりました。

以後、そうしたことについてもきちっと見ながら、職員にもそうした旨を伝えながら、慎重な対応をしていかなければならないというふうに反省をいたしたところでございます。

それから、いろいろ厳しさを今申し上げておるわけでございますが、そうした中で、再合併があるのではないかとか、私はそういうことが起こらないために今しっかりした対応をするべきだというふうに思っておるところでございます、ご理解を賜りたいなというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

会期中の各委員会、大変ご苦労さんですが、よろしく願いいたします。

次の本会議は、21日に再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

散会 午前 11時43分